

電子申請・届出システムの利用促進に向けて

20231220『第2回 地方公共団体向け「電子申請・届出システム」利用準備セミナー』

厚生労働省 老健局高齢者支援課

介護業務効率化・生産性向上推進室

介護事業、デジタル申請に統一 負担軽減へDX推進

2023/10/25 18:50 | 日本経済新聞 電子版



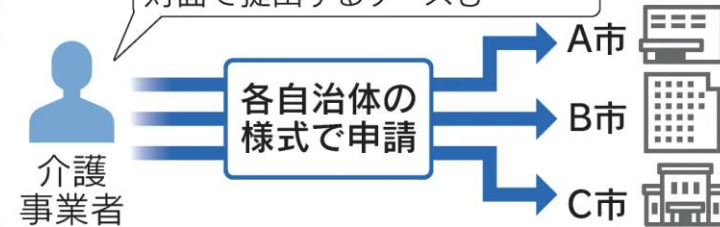
高齢者の介護に従事する職員（都内）

厚生労働省は介護サービスを提供するために事業者が地方自治体に届け出る方法を2024年度からデジタル申請に統一する。自治体ごとにバラバラだった書式も共通にする。介護分野に根強く残る紙文化を改め、行政のデジタルトランスフォーメーション（DX）の加速につなげる。

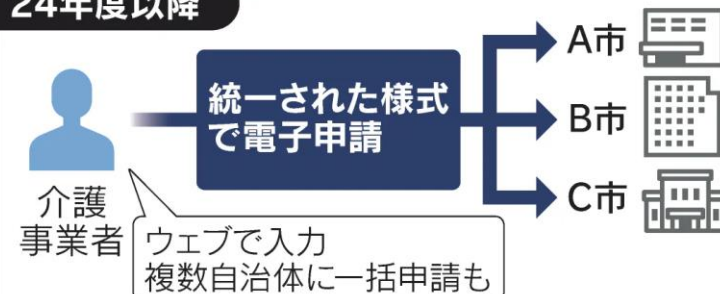
24年4月に介護保険法の改正省令を施行する。一部自治体で電子申請のシステム利用を順次始めており、25年度末までに全国で切り替えを終えるよう促す。現状では特別養護老人ホームの更新手続きに100枚以上の書類を求める自治体もある。行政デジタル化で事業者の事務負担を軽減し、人手不足の緩和も図る。

現状

様式がバラバラで手間がかかる
対面で提出するケースも



24年度以降

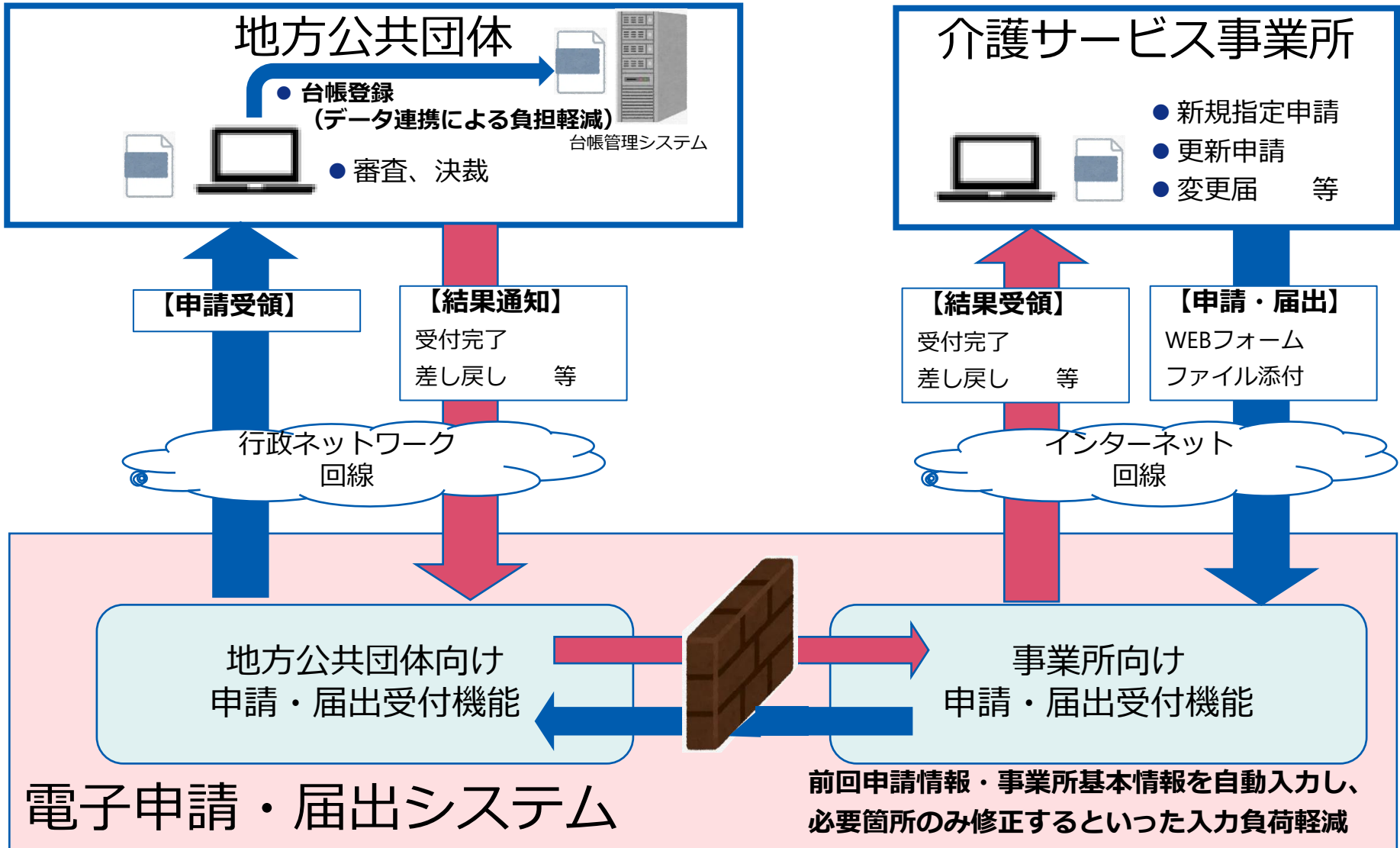


2023年10月25日

日本経済新聞朝刊第1面

電子申請・届出システムについて

※令和7年度までに、全ての指定権者（約1,800団体）において利用開始・システム利用の原則化



- ①改正介護保険法において、**介護情報基盤の構築**や、**都道府県****に対し**、介護サービスを提供する事業所や施設の**生産性向上****に資する取組が促進されるよう努める**旨の規定がされたこと
- ②令和5年度補正予算案に「**介護サービス事業者の生産性向上****や協働化等を通じた職場環境改善事業**」等の支援策を盛り込み、11月10日に閣議決定されたこと
- ③「**デジタル行財政改革会議**」や「**行政事業レビュー2023秋の年次公開検証**」において、**介護現場でのデジタル化推進**について言及され、重要な施策として積極的な対応を求められていること。

改正の趣旨

- ・介護現場において、生産性向上の取組を進めるためには、一つの介護事業者のみの自助努力だけでは限界があるため、**地域単位で、モデル事業所の育成や取組の伝播等を推進していく必要がある**。一方、事業者より、「地域においてどのような支援メニューがあるのか分かりにくい」との声があるなど、**都道府県から介護現場に対する生産性向上に係る支援の取組の広がりが限定的となっている実態がある**。
- ・都道府県を中心に一層取組を推進するため、**都道府県の役割を法令上明確にする改正を行う**とともに、**都道府県介護保険事業支援計画において、介護サービス事業所等における生産性向上に資する事業に関する事項を任意記載事項に加える改正を行う**。

改正の概要・施行期日

- ・**都道府県に対する努力義務規定の新設**
都道府県に対し、介護サービスを提供する事業所又は施設の**生産性の向上に資する取組が促進されるよう努める旨の規定を新設する**。
- ・**都道府県介護保険事業支援計画への追加**
都道府県介護保険事業支援計画の**任意記載事項**に、介護サービス事業所等の生産性の向上に資する事業に関する事項を追加する。
※ **市町村介護保険事業計画の任意記載事項**についても、生産性の向上に資する都道府県と連携した取組に関する事項を追加する。
- ・施行期日：令和6年4月1日

介護生産性向上推進総合事業（地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分））

令和5年度当初予算額：地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）137億円の内数

1 事業の目的

都道府県が主体となって、関係機関との協議会（都道府県介護現場革新会議）の実施、生産性向上や人材確保に関するワンストップ窓口である介護生産性向上総合相談センターの設置等の取組を行うことにより、介護現場における生産性向上や人材確保の取組を推進することを目的とする。

2 事業の概要等

（1）都道府県介護現場革新会議に係る支援（必須）

- 事業内容
 - ① 介護現場革新会議の開催
 - ② 対応方針に基づき実施する事業（実施する場合）
 - ア 地域のモデル施設育成
 - イ 介護業界のイメージ改善
 - ウ その他（介護助手活用支援、外国人人材活用等）
- 補助対象等…会場費、委員旅費・謝金、モデル施設育成のための経費【1事業所あたり対象経費の1/2以内（上限500万円）】（コンサル、介護ロボット・介護ソフト導入、等）

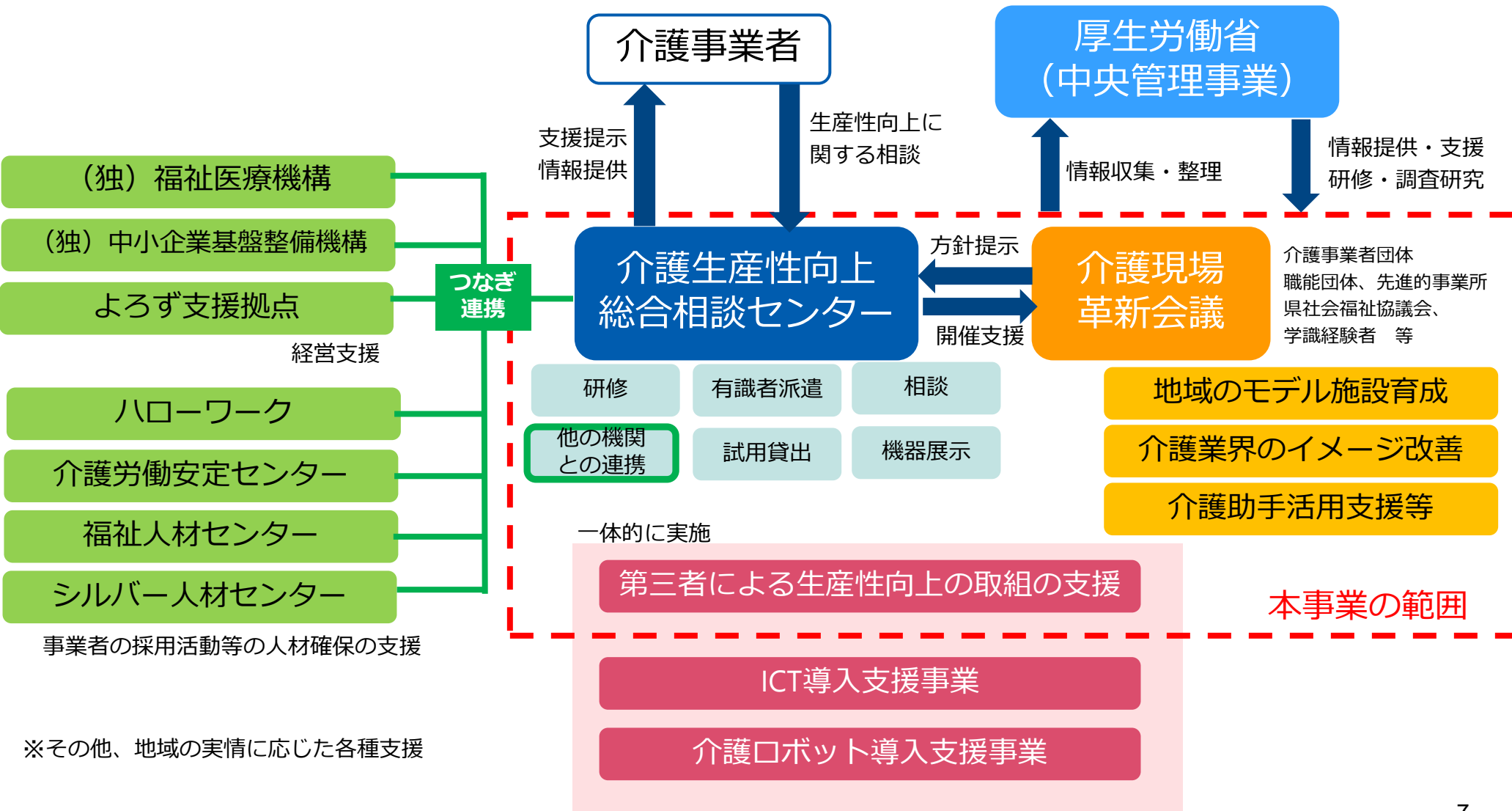
（2）介護生産性向上総合相談センターに係る支援（必須）

- ① 生産性向上の取組に関する研修会（取組手法、ICT活用等）
- ② 生産性向上に取り組む介護事業所に対する有識者の派遣（取組手法に対する助言、取組の見直しに関する助言等）
- ③ 介護事業所からの生産性向上・人材確保の取組等に関する相談対応（生産性向上の考え方や取組方法、課題への解決策等の相談、介護ロボットやICTの導入計画策定支援、電子申請・届出システム、ケアプランデータ連携システムの使用方法等）
- ④ 介護ロボット等の機器展示
- ⑤ 介護ロボットの試用貸出
- ⑥ 他の機関との連携

（3）第三者による生産性向上の取組の支援（市町村が実施することも可）

- 対象事業所…介護事業所（介護保険法に基づく全サービスを対象とする）であって、地域全体における生産性向上に向けた取組の拡大にも資するものとして都道府県又は市町村が認めるもの
- 事業内容…業務改善支援事業者が対象となる介護事業所において ①事前評価（課題抽出）、②業務改善に係る助言・指導等、③事後評価等の支援を行い、それを踏まえた実地による個別支援を3回以上実施。
- 補助額…対象経費の1/2以内（上限30万円）

介護生産性向上推進総合事業（具体的な事業イメージ）



施策名：介護サービス事業者の生産性向上や協働化等を通じた職場環境改善事業

令和5年度補正予算額 351億円

① 施策の目的

- ・介護サービス需要の増加への対応や介護人材の確保が喫緊の課題となっており、サービス提供の存続にも関わる重要な問題である。特に小規模法人を中心に、従来の方法や単独では必要な人材確保が難しい法人も多く、経営の効率も悪くなるという悪循環に陥りがちである。
- ・こうした状況を踏まえ、介護現場の生産性向上の取組や、経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善に取り組む介護サービス事業者に対する支援を行う。

② 対策の柱との関係

I	II	III	IV	V
			○	

③ 施策の概要

- ・生産性向上の取組を通じた職場環境改善について、ICT機器本体やソフト等の導入や更新時の補助に係る支援に加え、地域全体で事業所における機器導入やそれに伴う人材育成に対する補助を行う。また、小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善の取組に対して補助を行う。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- ・事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- ・地域の複数事業所における機器の導入に向けた研修や、地域のモデル施設の育成など、都道府県等が主導して面で生産性向上の取組を推進
- ・都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間で交わされるケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- ・人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、協働化・大規模化にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

【事業スキーム】



⑤ 成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

- ・生産性向上の取組や経営の協働化・大規模化等を通じた職場環境改善を推進することにより、介護人材の確保や介護サービスの質の向上に繋げていく。

【実施主体】

都道府県（都道府県から市町村への補助も可）

【負担割合】

(1)①、(2)・・・国・都道府県3/4、事業者1/4

(1)②・・・国・都道府県 10/10

(1)①及び(2)を実施する場合・・・

国・都道府県4/5、事業者1/5

※国と都道府県の負担割合は以下のとおり

(1)①、(2)・・・国4/5、都道府県1/5

(1)②・・・国9/10、都道府県1/10

通称：介護現場デジタル改革パッケージ

(1) 生産性向上の取組を通じた職場環境改善

① 生産性向上に資する介護ロボット・ICTの導入や更新

- 事業所の業務効率化に向けた課題解決を図るための**業務改善支援及びこれと一体的に行う介護ロボット・ICTの導入や更新**に対する支援

② 地域全体で生産性向上の取組を普及・推進する事業の実施

- 地域の複数事業所における**機器の導入に向けた研修**や、**地域のモデル施設の育成**など、**都道府県等が主導して面**で生産性向上の取組を推進
- 都道府県等が主導して、ケアマネ事業所と居宅サービス事業所の間で交わされる**ケアプランデータ連携システム等の活用を地域で促進**し、データ連携によるメリットや好事例を収集

(2) 小規模事業者を含む事業者グループが協働して行う職場環境改善

- 人材募集や一括採用、合同研修等の実施、事務処理部門の集約、**協働化・大規模化**にあわせて行う老朽設備の更新・整備のための支援 等

直近の生産性向上に関する行財政改革の動向

デジタル行財政改革会議について

デジタル行財政改革会議第1回（R5.10.11）資料1等から作成

1 会議の目的・設置趣旨

急激な人口減少社会への対応として、利用者起点で我が国の行財政の在り方を見直し、デジタルを最大限に活用して公共サービス等の維持・強化と地域経済の活性化を図り、社会変革を実現するため、デジタル行財政改革会議（以下「会議」という。）を開催する。

2 第1回会議で示された検討の方向性の例（介護分野）

デジタル技術の活用加速化（ICT導入支援、介護報酬・人員配置・運営協働化・大規模化、伴走支援、人材育成等）、介護の効果の計測、医療アプリ・機器・システムの開発促進、オンライン診療の拡充・展開、医療・介護テックベンチャーの活用等

3 第1回会議での岸田総理のご発言

武見大臣においては、介護事業者向けのDX支援のほか、年末の介護報酬の改定の機会も活用し、生産性の抜本向上のための適切なKPIの設定などを具体化してください。

4 スケジュール

- ◆ 11月22日 第2回会議の開催（改革の方向性について厚生労働省から報告）
- ◆ 12月 中間報告（規制改革・主な改革の進捗取りまとめ等）

デジタル行財政改革会議

「目指す社会に向けて早期に着手する主な施策」6分野の1つに「介護等」が位置づけ

第3回課題発掘会議で有識者の論点整理

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/digital_gyozaiikaikaku/index.html



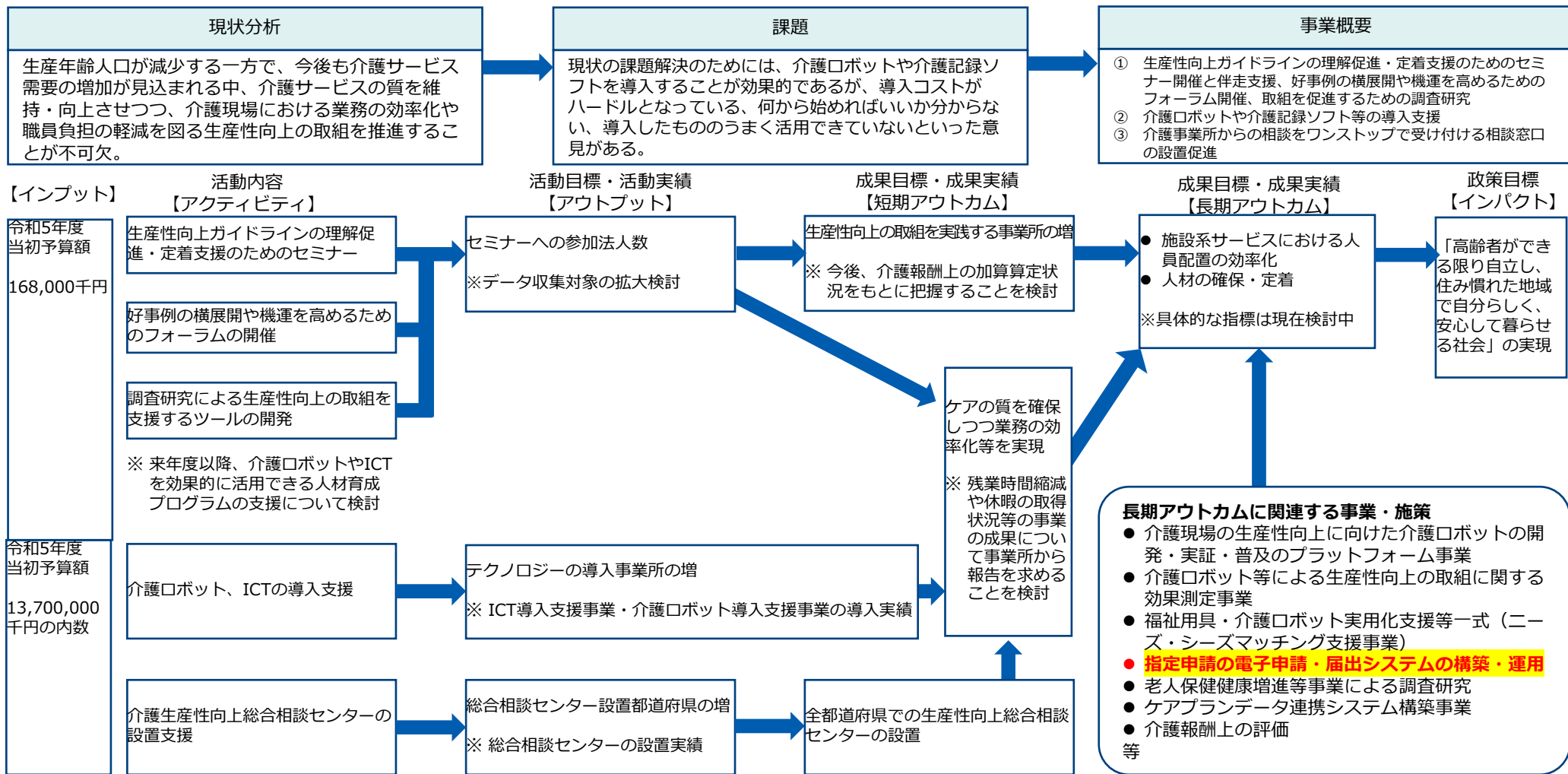
- 内閣官房行政改革推進本部事務局で点検の内容、結果の妥当性を精査したのち、更なる見直しの余地がある事業を対象として、「介護におけるデジタル技術の活用加速化」が選定。
- 11月12日にレビューが開催され、有識者の意見が取りまとめられた。（オンデマンド動画配信中）

行政事業レビュー 秋のレビュー（年次検証）

<https://www.gyokaku.go.jp/review/aki/index.html>



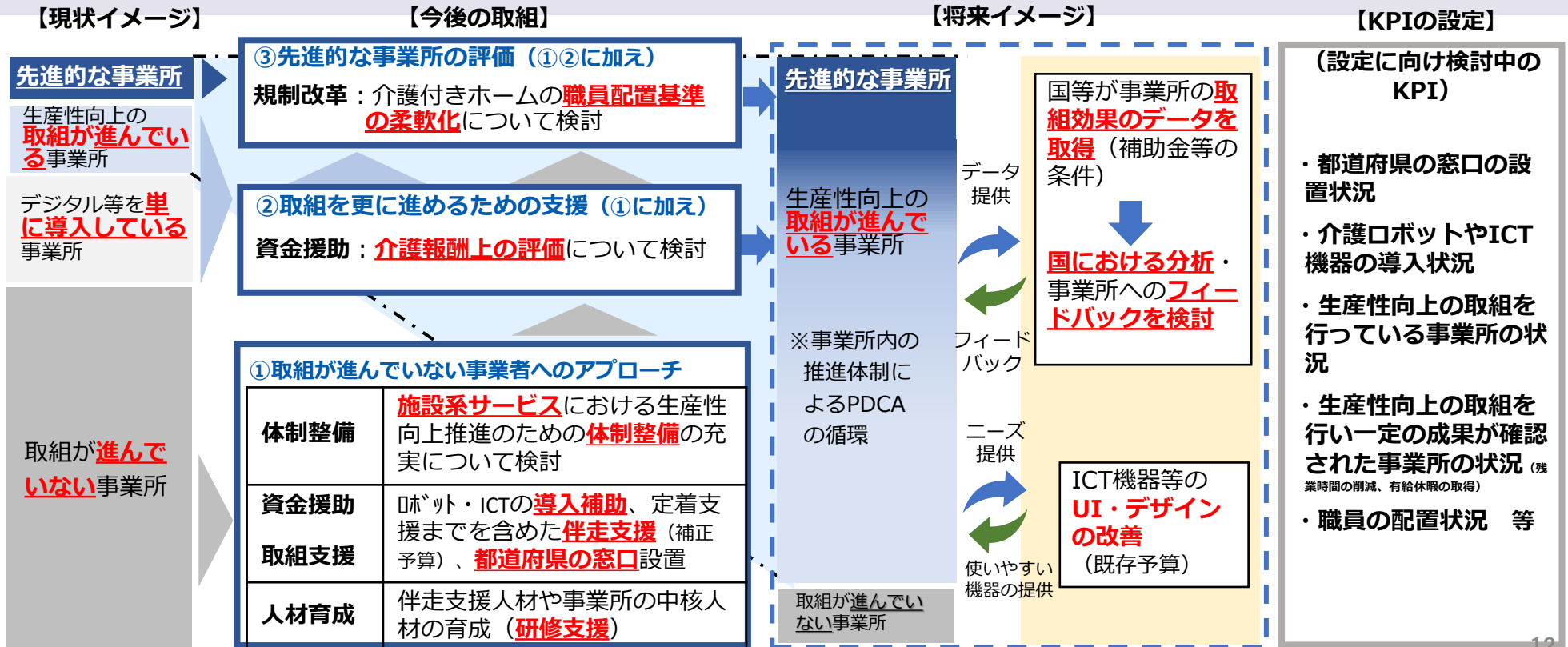
介護事業所における生産性向上推進事業・介護生産性向上推進総合事業等のロジックモデル



介護分野におけるデジタル行財政改革の方向性

第2回デジタル行財政改革会議（2023/11/22）資料

- デジタル技術を活用した介護現場における生産性向上の取組は重要である一方、介護ロボットやICT機器の導入が進んでおらず、また、導入したとしてもオペレーション等の変更が必要であり、活用が進まないといった声もある。
- このため、「資金援助」「取組支援」「人材育成」「規制改革」等を適切に組み合わせた取組を推進する。併せて機器等の使い勝手やデザインの改善にも取り組む。
- 事業所の取組の成果を定期的に把握しながら、KPIの達成状況を国で管理し、国民や事業所にわかりやすい形で公表する。



これからの厚生労働省の取組

1 取組が進んでいない事業所への支援

(1) 体制整備

施設系サービスにおける生産性向上推進のための体制整備の充実

(2) 資金援助、取組支援

介護ロボット、ICTの導入補助、伴走支援、都道府県窓口設置

(3) 人材育成

伴走支援人材や事業所の中核人材の育成（研修支援）

2 取組を更に進めるための支援

介護報酬上の評価

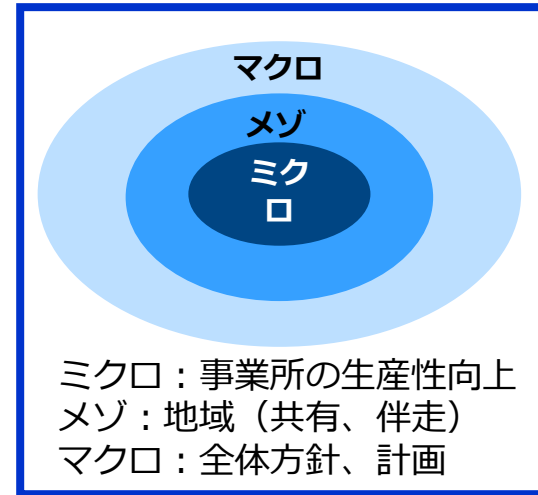
3 先進的な事業所の評価

介護付きホームの職員配置基準の柔軟化

事業所の取組の成果を定期的に把握しながら、KPIの達成状況を国で管理し、国民や事業所にわかりやすい形で公表する。

介護現場の生産性向上の促進に向けて地方公共団体の皆様に期待すること

- 人材不足の中で、介護の質を確保し、向上させ、将来にわたって継続的に介護サービスを提供するための手段が「生産性向上」（**ミクロ**の視点）
- 市町村の皆様には、都道府県と連携して、より事業所に寄り添って生産性向上を促進する取組が求められている。
（**メゾ**の視点）
- 都道府県の皆様には、管内全体を見渡した視点での介護現場における生産性向上を促進する取組が求められている。
（**マクロ**の視点）
- 一方、具体的な方策は地方公共団体に委ねられている状況。
- 国が提供するツール（生産性向上総合相談センター、電子申請・届出システム、ケアプランデータ連携システム等）は、それぞれが社会から求められている姿を具現化出来る方策。利用促進することはそのままニーズに応えていることを表す。



自治体の皆様へのお願い

- 各都道府県・市町村には、**介護現場の生産性向上の取組を面的に促進すること**が強く求められていることをご認識ください。
- 本システムの利用促進は、そういった社会からのニーズに**正面から答えられる手段**です。
- 介護現場の生産性向上の切り口で、本システム利用開始に向けた準備を確実に進めてください。

以下参考（第一部と重複しています）

電子申請・届出システム 利用開始時期 ご検討のお願い

- 利用開始時期については、早期の利用開始に向けてご検討ください。（利用開始とは、**事業所の皆様に向けてシステム利用を明言**したタイミングを言います）
- アナウンスと受付開始は同じ期に行うことが原則ですが、例えばアナウンスがR6年3月、受付開始がR6年7月になる場合も3期として登録することは妨げません。
- 再度の検討により、**利用開始時期を前倒しにする**等、以前ご回答いただいた内容を修正する場合は、再度回答URLからアンケートにご回答ください。（こちらで以前のデータを消去します）
- 全自治体の利用開始時期やその理由については、規制改革実施計画に基づき、社会保障審議会等の場で公表する予定です。

厚生労働省ホームページ「介護事業所の指定申請等のウェブ入力・電子申請の導入、文書標準化」

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html>

上記URLページ内の1. 電子申請・届出システムの概要（4）自治体（指定権者）向け利用準備参考資料・資料一式に、自治体向け手引き等を保管していますので、ご参照ください。

回答URL

https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/kaigo_shinsei2022_02

令和5年度 電子申請届出システム改修について 改修概要と利用開始予定時期

自治体向けの改修

※利用開始予定時期は、今後変更となることもあります。

● 受付サブシステムをインターネット接続系から利用可能とする機能追加（令和5年9月開始）

現在自治体が利用する受付サブシステムはLGWAN接続系からの利用となっておりますが、自治体のシステム構成の状況を踏まえ、受付サブシステムをインターネット接続系から利用可能としています。

インターネット接続系からの利用には、事前に接続するIPアドレスの登録が必要となり、利用する受付サブシステムのURLも変更となります。

● デモ環境の追加（令和5年11月開始）

自治体および事業所が自由にインターネット経由で申請届出サブシステムと受付サブシステムをお試しいただける環境を用意しています。各自治体には受付サブシステムと申請届出サブシステムのログインID・PWを配布しますので、申請届出～受付まで一連の流れで自由に試行可能となります。（デモ環境の申請届出サブシステムはログイン画面に記載されているID・PWでも自由に利用できます。）事業所にURLを公開することにより事業所の試行も可能になります。

なお、ご利用いただく機能はシステム全体で共通のものとなり、通知メールなど一部機能は制限されます。

事業所向けの改修

● 一括申請機能の追加（令和6年3月開始予定）

複数の事業所を運営している法人において、代表者等の法人情報に変更となった場合、すべての事業所の変更届出を提出する必要があります。これを対象事業所と提出先を選択して複数の変更届出を一括して一度に提出できるようになります。

● 付表のコピー機能の追加（令和6年3月開始予定）

法人で既に申請届出サブシステムで提出した他事業所の付表情報をコピーして利用できるようになります。

共通の改修

● 「厚生労働大臣が定める様式」告示公布に伴う入力フォーマットの変更（令和6年4月変更予定）

「厚生労働大臣が定める様式」に合わせて入力フォーマットを変更。

介護保険法施行規則の規定に基づき厚生労働大臣が定める様式 (令和5年12月19日 厚生労働省告示第331号)

介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める様式を次のように定め、令和六年四月一日から適用する。

次の表の上欄に掲げる規定に基づき厚生労働大臣が定める様式は、同表の中欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる様式とする。

上欄	中欄	下欄
介護保険法施行規則第百十四条第五項	介護保険法施行規則第百十四条第一項の申請書	別紙様式第一号（一）
	介護保険法施行規則第百十四条第二項の申請書	別紙様式第一号（二）

※指定権者が都道府県・・・様式第一号（一）～（十一）、付表第一号・・・（一）～（十七）

※指定権者が市区町村・・・様式第二号（一）～（七）、付表第二号・・・（一）～（十二）

※総合事業・・・様式第三号（一）～（五）、付表第三号・・・（一）～（二）

知事(市長)殿

介護保険事業所番号
法人番号

電子申請届出サブシステムに係る伴走支援事業

1 事業の目的

- 令和5年3月の省令改正（※1）により、令和6年度から指定申請等の様式を統一化することとした上で、「電子申請・届出システム（※2）」の利用を原則とし、地方公共団体は令和7年度末までに利用開始のための準備を完了することとしたところ。
 ※1 介護保険法施行規則の一部を改正する省令（令和6年4月1日施行） ※2 「介護サービス情報公表システム」のサブシステム
- 地方公共団体が本システムを円滑に利用するための支援や、好事例の横展開等を通じた早期の利用開始を促進するため、地方公共団体に対する伴走支援を行う。

2 事業の概要

地方公共団体に対する利用開始時期に係る意向調査を踏まえ、各期毎（＝半年）に支援対象グループを分けた上で、地方公共団体の状況に合わせた各種支援等を実施。

【主な支援内容】

1. 電子申請・届出システムに係る利用準備セミナーの実施

本システムをこれから利用する地方公共団体を対象に、利便性や利用に向けた準備のポイント等に関するセミナーを開催する。

2. 地方公共団体に対する個別相談会の実施

本システムの利用開始前・開始後における業務上の課題等に対する個別の相談対応を行う。

3. 地方公共団体向け手引きの改訂等

本システムを既に利用している地方公共団体の事例を踏まえ、地方公共団体向けの「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き」を改訂及び他の地方公共団体の参考となる事例集の作成を行う。

4. 「電子申請・届出システム」の利用による介護現場の負担軽減に係る調査

既に利用している地方公共団体管下の介護事業所を対象に、本システムの利用による介護現場の文書負担軽減の効果を把握する。

3 事業スキーム



4 その他

（参考）利用開始予定の地方公共団体数

- | | |
|---------------|-------------------|
| ・令和5年度まで： 394 | ・その他/未回答： 123 |
| ・令和6年度： 1,017 | 出所：地方公共団体の利用開始時期の |
| ・令和7年度： 254 | 意向調査（令和5年12月4日時点） |

デモ環境について

デモ環境では、申請・届出、受付の一連の試行が可能です。マスタ機能把握や業務検討等にご活用ください。

受付URL	: 【 https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/uketsuke/ 】	地方公共団体画面
申請届出URL	: 【 https://demo.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/ 】	事業所画面

ログインID : 「demo + 地方公共団体コード6桁」 例 : demo123456
パスワード : 「地方公共団体コード6桁」 例 : 123456

- ※ 一部事務組合等がアクセスする場合は、構成市区町村のいずれかの地方公共団体コードをお使いください。
- ※ マスタ情報はデフォルト値の設定となります。（地方公共団体ごとのオリジナルマスタは設定できません。）
- ※ 登録した申請届出データは毎日24時に削除されます。
- ※ 操作方法につきましては「ヘルプ」画面の操作マニュアル、操作ガイドをご参照ください。（ヘルプデスクへのお問い合わせはご遠慮ください）

電子申請・届出システム 操作ガイド（事業所向け）説明動画

操作ガイド（事業所向け）説明動画は、「操作ガイド（事業所向け）」を基に実際にシステムを利用しながら操作手順を動画で説明しています。機能別に説明する各編と、それらをまとめた「まとめ編」がありますので適宜利用ください。

https://www.youtube.com/playlist?list=PLMG33RKISnWgpWG4SSXpn8JiZsCI_5MM5



動画タイトル	説明文	時間
利用準備編	電子申請届出システムの機能、システムの利用に必要な設定や準備、システム上の共通操作の説明	7:41
申請届出メニュー（共通機能）編	トップ画面にある各種共通機能の説明	6:05
新規指定申請編	新規指定申請提出時の操作手順の説明	11:11
変更届出編	変更届出提出時の操作手順の説明	11:18
加算届出編	加算届出提出時の操作手順の説明	4:36
申請届出状況確認編	申請届出状況の確認の説明	14:31
まとめ編	利用準備編～申請届出状況確認編をまとめて視聴できます。	55:26

事前質問への回答

質問	回答
<p>利用準備を始めるにあたって必要事項を1から順に教えて欲しい 申請種別ごとに必要な添付書類一覧が欲しい GビズIDの取得方法を教えてほしい</p>	<p>自治体向け手引きを参照されたい。また、これまで、第1回利用開始準備セミナー、第二期利用自治体向け伴走支援説明会を開催し、オンデマンド配信中。R4老健事業で第一期自治体の事例も紹介している。 https://www.mhlw.go.jp/stf/kaigo-shinsei.html</p>
<p>台帳管理システム（API連携）や指定管理システムとの関係性、データ保管の方法など</p>	<p>台帳管理や指定管理は各自治体の取組。保存容量や具体的運用は国は関与しない。介護保険事業費補助金「介護報酬改定等に伴うシステム改修事業」で補助</p>
<p>保険者独自サービスも申請可能か</p>	<p>各自治体の取組であって、国が関与するものではない。</p>
<p>中核市は県知事宛様式を使用？</p>	<p>宛先を「知事（市町）」としている</p>
<p>登録するマスターファイルを事前に欲しい</p>	<p>確実な進捗管理のために、各期4月前の正式な利用意向の確認後に、伴走支援申込みと併せて送付している</p>
<p>運用している自治体一覧がほしい</p>	<p>先行自治体の工夫等は伴走支援でお示ししている。第一期の伴走支援実施自治体は老健事業報告書を参照。本セミナー、前回セミナーも参考にさせていただきたい</p>
<p>様式告示は何で通知されるのか</p>	<p>OnePublicをベースに、都道府県担当者にメール送付。</p>

電子申請・届出システム 導入スケジュール

「電子申請・届出システム」は、利用開始時期を分けて運用を開始し、利用可能な自治体数を順次拡大していきます。介護保険法施行規則等について、介護サービス事業者等が都道府県知事等に対して行う指定申請等は、原則、厚生労働省の「電子申請・届出システム」により行うものとするための改正が行われたところです。（公布日：令和5年3月31日）本改正において、都道府県知事等は令和8年3月31日までに「電子申請・届出システム」による申請等の受理の準備を完了しなければならないこととしております。

【導入スケジュール】

	R5年度				R6年度				R7年度			
	4月	9月	10月	3月	4月	9月	10月	3月	4月	9月	10月	3月
第1期	運用開始											
第2期	運用開始											
第3期	参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始									
第4期			参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始							
第5期				参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始						
第6期					参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始					
第7期						参加自治体 募集・調整	自治体運用 準備・調整	運用開始				

自治体の利用開始時期の意向（2023年12月4日時点）

利用開始時期	第一期 (R4下半期)	第二期 (R5上半期)	第三期 (R5下半期)	第四期 (R6上半期)	第五期 (R6下半期)	第六期 (R7上半期)	第七期 (R7下半期)	その他	回答数合計	総計(n)
都道府県	2 4.3%	6 12.8%	17 36.2%	13 27.7%	8 17.0%	0 0.0%	1 2.1%	0 0.0%	47 100.0%	47
指定都市	4 20.0%	3 15.0%	2 10.0%	5 25.0%	6 30.0%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	20 100.0%	20
特別区	1 4.3%	3 13.0%	6 26.1%	7 30.4%	6 26.1%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	23 100.0%	23
中核市	2 3.2%	6 9.7%	15 24.2%	16 25.8%	17 27.4%	0 0.0%	6 9.7%	0 0.0%	62 100.0%	62
市	15 2.1%	48 6.8%	115 16.2%	125 17.6%	289 40.7%	27 3.8%	59 8.3%	13 1.8%	691 97.3%	710
うち一部事務組合等	0	3	12	14	24	0	9	4	66	
町村	5 0.5%	21 2.3%	123 13.3%	144 15.6%	381 41.1%	38 4.1%	123 13.3%	31 3.3%	866 93.5%	926
うち一部事務組合等	0	4	58	16	51	4	23	2	158	
回答数合計	29 1.6%	87 4.9%	278 15.5%	310 17.3%	707 39.5%	65 3.6%	189 10.6%	44 2.5%	1709 95.6%	1788

一部事務組合等	0	1	6	7	18	1	7	2	42
---------	---	---	---	---	----	---	---	---	----

今後、都道府県の皆さんには、未回答の約80市町村、「その他」と回答の44市町村に対し、利用開始時期の意向を確定いただくよう、依頼予定。

都道府県ごとの利用開始時期の意向回答状況（2023年12月4日時点）

利用開始時期	第一期 (R4下半期)	第二期 (R5上半期)	第三期 (R5下半期)	第四期 (R6上半期)	第五期 (R6下半期)	第六期 (R7上半期)	第七期 (R7下半期)	その他	自治体数	回答数合計	回答率
01北海道	1	0	18	15	91	2	27	9	180	163	90.6%
02青森県	0	2	8	8	15	1	2	2	41	38	92.7%
03岩手県	1	0	5	8	9	2	6	2	34	33	97.1%
04宮城県	0	1	4	2	16	2	1	4	36	30	83.3%
05秋田県	0	0	12	5	8	0	1	0	26	26	100.0%
06山形県	3	2	4	9	15	1	2	0	36	36	100.0%
07福島県	0	2	7	19	20	5	6	0	60	59	98.3%
08茨城県	0	2	9	7	12	3	12	0	45	45	100.0%
09栃木県	0	0	5	9	11	1	0	0	26	26	100.0%
10群馬県	0	1	6	5	21	0	3	0	36	36	100.0%
11埼玉県	0	8	6	14	25	0	10	0	64	63	98.4%
12千葉県	1	5	5	15	24	2	3	0	55	55	100.0%
13東京都	3	8	15	14	10	3	6	1	63	60	95.2%
14神奈川県	8	4	1	9	7	1	1	1	34	32	94.1%
15新潟県	1	2	3	4	17	1	2	1	31	31	100.0%
16富山県	0	0	5	5	2	1	0	3	16	16	100.0%
17石川県	0	1	0	5	7	2	4	0	20	19	95.0%
18福井県	0	0	2	1	11	0	3	0	18	17	94.4%
19山梨県	0	0	4	8	10	0	6	0	28	28	100.0%
20長野県	1	8	7	11	26	12	6	2	78	73	93.6%
21岐阜県	0	1	2	5	34	0	0	1	43	43	100.0%
22静岡県	3	1	11	3	14	4	0	0	36	36	100.0%
23愛知県	1	3	4	8	17	3	16	1	55	53	96.4%
24三重県	0	1	1	6	20	0	2	0	30	30	100.0%

利用開始時期	第一期 (R4下半期)	第二期 (R5上半期)	第三期 (R5下半期)	第四期 (R6上半期)	第五期 (R6下半期)	第六期 (R7上半期)	第七期 (R7下半期)	その他	自治体数	回答数合計	回答率
25滋賀県	1	2	7	3	4	0	3	0	20	20	100.0%
26京都府	0	1	3	6	13	1	3	0	27	27	100.0%
27大阪府	0	0	0	3	35	2	3	1	44	44	100.0%
28兵庫県	2	4	8	4	17	1	6	0	42	42	100.0%
29奈良県	0	0	0	21	8	5	1	1	40	36	90.0%
30和歌山県	0	0	3	9	14	0	5	0	31	31	100.0%
31鳥取県	0	1	3	2	7	0	7	0	20	20	100.0%
32島根県	0	0	0	2	13	0	4	1	20	20	100.0%
33岡山県	0	1	2	2	16	1	5	1	28	28	100.0%
34広島県	2	1	4	0	9	1	4	0	24	21	87.5%
35山口県	0	1	6	2	11	0	0	0	20	20	100.0%
36徳島県	0	1	1	2	20	0	0	1	25	25	100.0%
37香川県	0	0	0	5	11	1	1	0	18	18	100.0%
38愛媛県	0	1	9	3	7	0	0	0	21	20	95.2%
39高知県	0	5	4	5	7	0	9	1	35	31	88.6%
40福岡県	0	5	37	3	12	0	3	1	61	61	100.0%
41佐賀県	0	0	1	6	14	0	0	0	21	21	100.0%
42長崎県	0	4	2	8	7	0	1	0	22	22	100.0%
43熊本県	0	3	2	7	14	0	5	6	46	37	80.4%
44大分県	0	1	3	7	2	1	2	0	19	16	84.2%
45宮崎県	0	3	3	1	8	1	5	1	27	22	81.5%
46鹿児島県	1	0	3	12	15	3	1	3	44	38	86.4%
47沖縄県	0	1	33	2	1	2	2	0	42	41	97.6%
合計	29	87	278	310	707	65	189	44	1788	1709	95.6%

今後、都道府県の皆さんには、未回答の約80市町村、「その他」と回答の44市町村に対し、利用開始時期の意向を確定いただくよう、依頼予定。

※18府県は、回答率100%かつその他ゼロ